

国語学における文字の研究について

山田俊雄

国語学の諸領域の中で、通常、「音韻」「語彙」「語法」とならんで「文字」という項を数えることがある。又、国語史というところをいうと「音韻史」「文法史」などに併べて、「文字史」というような云い方も出来るのかも知れない。「音韻論」「意味論」「文法論」「語彙論」というような詞が使われているのに立んで、やはり「文字論」ということが、云い得られるのであろうと思うが、筆者は、本来、国語学の他領域とならべ、しかも他とはっきり区別して特に「文字」の論を「文字論」とか「文字学」とかいう銘を打って、大仰な構えをもってその理窟をこねようという意図を持っていなかった。本誌が「文字論」特輯を謳って如何なることを、どういふ風に読者に読ませようとするかも、委細は本稿筆者の存知しないところであるので、私の昨今考えている、文字の研究に関する所感を披瀝して、責をふさぎたいと思う。

橋本進吉博士の歿くなられた後に出た「国語学概論」(著作集第一巻、岩波書店)は、「国語学研究法」の篇をも含んでいる。雄山閣の講座の一篇である。序説をはじめとして、「現代の国語の研究」「過去の国語の研究」の二編が立っている。第一編の「現代の国語の研究」の方の第四章は「文字の研究」という題目で、文字に関することを大体一括して述べて居られる。文字の形

の種類、字形、用法(これには二方法——一は文字を基礎にして、一は言語を基礎にして)などの諸点について触れて、その研究の必要性を説き、これらの総括的な敘述を求めて居られる。第二編の「過去の国語の研究」の中では、「国語資料とその取扱法」というところにも、文字について触れているが、第三章の「一時代の言語状態の研究」(即ち共時的研究)の方法をのべたところに(四)文字がある。又、巻尾の註によると、文字に関する事象の史的研究その他については執筆時の身辺の事情から摺筆してしまわれたようである。文字のことからの歴史的な研究の専書としては、筆者の父の「国語史文字篇」(刀江書院)などがあって、橋本博士のは「国語研究法」において実現せられることなく終ったものの、一般にはかなり利用されているかと思う。

橋本博士は、右にあげた書の中で、文字の形の種類(たとえば漢字に楷行草隸篆など、仮名に片仮名・平仮名、ローマ字に印刷体・書写体その他)があること、同種の中でも、異体字・略字・変体仮名などがあることを、又文字の字形に、形そのもの、運筆法、代用する字形、字形の用法、二字以上の連結の際の位置、補助符号などにも触れられた後に、前掲のように、用法の研究の必要を説かれた。しかも二つの方法——「文字を主として」と、

「言語を基礎にして」とを、何れも必要であると力説されているのが注目される。

すでに橋本博士は、用法上の文字現象を、いわゆる文字から特に取り出して論じて居る。筆者の自己流のことを使うならば、

(一) 作品としての文字

(二) 体系的事実としての文字

といつてよいかと思う。又、言語との関係を主にしていいかえると、

(三) 用法における文字（具体的な言語と対応する価値）

(四) 素材としての文字（潜在的に言語と対応しうる種々の可能性）

でもある。文字は、その性質としては、現実^(一)に書かれ（又は視られ読まれ）る痕跡と、人々の心の中に記憶される文字表象とがあると同時に、又、文字觀念とでも名づくべき体系的な、属性の諸項の一定の結合という現象も存する筈である。日本語における漢字は、字形と、字音・字訓と、意味との三要素が、現代においては、夫々の一字一字について定まった対応をなしていると共に、字形についてみても、字体の点で（たとえば簡易字体の一つのセットなど）、又その「よみ」については、漢音・呉音・唐音の區別によって、体系的に互に秩序をなしている事実がある。しかし、又現実の言葉は、字訓、字音、字訓＋字訓、字音＋字音、字音＋字訓、字訓＋字音、など様々の結合関係を文字面ではあらわにして来る。この場合、漢字という表記方式を離れるならば、ひとしく国語の中の語というべきであるに拘らず、その表記の方式を考慮すると、時に別種の語の混合形式という觀念に立帰ることが

出来る。（小橋る重箱説
につ城文芸集）

（一号参考）

文字の表記を意識する場合に

特に明かになるこのような語構成についての觀念は、実は既に、現実の表記を云々しないでも、記憶の中の文字の諸属性に還元して、語を意識することから起るのであって、そこに儼として動かすべからざる、字音・字訓の觀念の存在を我々に知らせる。このような場合に、私は文字觀念といふことを用いて、音声表象に対して音韻觀念といふことが使われるとするなら、そのようなものとして考えておこうと思う。したがって、いわゆる文字表象は、文字の形態についての表象といふにすぎないのであって、私が區別する文字觀念とは異なるわけである。そして、この區別されて独立する文字觀念なるものが、(三)の「素材としての文字の有する可能性」に相当する。

更にも少し説明すると、「素材としての文字の有する可能性」は、その形についても当然に存する。筆写体においては、個人の筆癖は、常に打消しがたく着き纏わる。しかし、たとえ誤字との境目がはっきりしないにせよ、一つの形の觀念が、個人個人の筆癖を捨棄させて、同一文字の理會へ導いて行く。即ち文字觀念は、別にいえば、その文字の可能性である。ラングとパロールとの區別を、こんな処にあてはめては、混乱を招くだけであるから、云わない。池上禎造教授は、既に文字に関する論考を幾つか発表して居られる。（「言語國文」） 例えば、「真名本の背後」（「言語國文」）では、「材料としての」（「言語國文」）「用法として見た」というような言葉づかいをして、早くからわかり切つて居られるが、漢字と万葉仮名とをいう場合だけでなく、ひろく用いることが、可能であり必要でもあるのではないか。前にふれた橋本博士

が、「国語学概論」の、「日本の文字」の項で、「漢字を仮名として用いたものを万葉仮名又は真仮名という」と云われているが、やはり同じような見方にもとづくのであろう。「漢字」とか「仮名」という語は、一体術語として扱われうるものなのか筆者は算聞にしてその方面の事を存知しないが、少くとも、術語のように明快に規定し切つて見せているものはまだ存しないのではないだろうか。したがって、「仮名や梵字は音節文字である」「意字は表意文字とも云い、漢字のごときはその例である」という、云い廻しが常に守られている。筆者の考えでは、このような現象——術語云々の——は、実は、言語に密接する現象として、ふさわしいだけの文字についてあまり深刻に考えを進める先達が少かつたことを意味すると思う。とにかく、一般の文化史上の一事項名のように「仮名」「片仮名」「平仮名」は取扱われて来たのであって、文字の分類が、殆ど表音・表意の一本で済まされて来たことと同様、研究の発展の面では、極めて素朴なところに何時までも低迷したと云つて良さそうである。佐藤喜代治氏の「国語学概論」(昭和二十七年角川書店刊)では、文字論がはっきり立てられ、基礎的な諸問題に言及しているのは、後に触れる時枝博士のとは別な意味で注意すべきものではあるが。

しかし、ともあれ、漢字に音字的用法ということが云われ、時には、漢字の「表音表意の兼用」(例えば、時枝誠記博士の「国語学原論」中の第二章文字論などにおいて)などということが言われ得るのは、実は、「素材としての文字の可能性」あつての話である。前引書のその項で時枝博士が、

「漢字による表意的記載法は、それによつて語の意味は表出

することが出来ても、音声を表出することが出来ず、表音的方法はそれによつて音声は表出することが出来ても、意味を表出することが出来ない。そこで一語の中に部分的に両者を混用することによつて表現を助ける方法が生まれたことは前項に述べた。漢字はその性質上、表音にもこれを用うることが出来る処から、同じことならば、表音的方法に表意的方法を含ませ、表意的方法に表音的方法を含ませるといふ方法も考へ得られる訳である。これが即ち表音表意の兼用といはれる方法である」

と述べられているのは、

倶楽部(クラブ) 混濁土(コンクリート)

や

河波(川) 孤恋(恋)

などの具体例を伴うので、了解が行くかも知れないが、この説明でも、漢字の字音・字訓についての觀念が前提になつて、文字の可能性として既に所与の属性が、書記者・読解者に記憶せられていればこそ、の話ではあるまいか。(この事に関しては、既以前引小稿で触れた)

さうすると、従来の文字研究といふものの大部分は、字形についてにせよ、字音についてにせよ、又訓についても、漢字についてのもろもろの研究は、仮名の字体・字源の歴史的な観察と共に、素材としての文字を論じていたことになるのである。時枝博士の文字論は、その独特の立論によつて注目されるが、いわば素材としての文字の可能性や、文字觀念などと私が仮称する面には一切触れて居らないという点極めて異色あるものと断言してよ

い。しかし橋本博士が強調されたような、「言語を基礎として」の文字研究は、なお未明の状況ではないかと思う。何となれば、時枝博士が、「国語の文字記載法（用字法）の体系」として述べられたところすべし、用法における文字の考察（筆者のいう作品としての文字——用法における文字の価値の問題の研究）が大きく取上げられてい乍ら、橋本博士が既に指摘された、「文字を基礎として」「言語を基礎として」の二方面が区別されて説かれていないのみか、言語単位に対応する、文字の側の単位の問題や、言語単位毎に考察すべき文字結合の類型の問題のごとき、又中川芳雄氏が「文字の形態について」（『国語国文』第二十一卷二号）の中で述べられた「字態」なる用語のあらわすようなことがらの取扱ひも考察の範圍外になっている。（中川氏の論文にいわゆる「字態の説」が言語の学として不可欠のものか、それとも、副次的のものかの論はしばらく措く）

さて、以上のべて来たことから、私は、文字を研究するにあたって、「素材としての文字の可能性」と、「用法における文字の価値」とを区別してゆくべき提言をするつもりであるが、このような、まわりくどい言い方をするのは、一つに、言語の学としての文字の研究の領域をはっきり認識してかかりたいからである。文字が、素材として、個々にはなれて存在するかのように見えるも、それらを、すべ束ねる文字觀念がある。その文字觀念——これは、漢字についていえば、いわゆる形・音・義の三要素すべてについてである、形だけではない——がなければ、——不完備のことはありうるが、ともかく、何らかの文字觀念が伴わないならば、言う迄もない、文字とはならぬ。そして、その文字觀念は、

各人の記憶に収蔵された一組づつであって、同時に、その文字社会の共有でもある。むしろ文字社会という仮の名称は、同一言語社会における同一文字共有の場合であって、同文同種といつても、既に中国と日本とは漢字についての觀念は、すでに懸隔が甚だしい。したがって、旧来の漢字の研究たとえば、漢文学關係のもので、「漢字詳解」（高田忠周）や、その著者による「古體篇」ほかの労作や、後藤朝太郎氏の「文字の研究」などは、日本語における漢字の意義を明かにするという目的のものには参考すべきものがさして多くない。むしろ簡略な「漢字要覧」（国語調査委員会、林泰輔担当）や、「漢字の研究」（安達常正）、更に溯つては、「文教温故」（山崎美成）、「倭詠要領」（太宰春台）、「挂庵和尚家法倭点」などから、新井白石・黒川春村・伴信友・狩谷掖齋のものなどが先づ手掛りになったものである。岡井慎吾博士の「漢字の形音義」「日本漢字学史」のごとき、極めて豊富な知識を盛った概説書が屢々研究者の机辺に珍重せられるのは、この方面においての研究の、非体系的な進め方の一種のサンプルというべきである。もし、中国における漢字の意義や性質を、国語学と切りはなして論じよう、調べよう、というならば、邦人の著では、「支那文字学」（武内義雄、岩波講座「日本文学」の中）が簡にして要を取ったもの、彼土の人の著では「中国文字学」（顧実）や「中国文字学史」（胡揆安）などの如きから入ることが出来る。とにかく、国語学としては、中国における漢字についての知識がなければ、技術的に方法的に非常な欠陥を免れないことはたしかなことであるが、一方、さりとて、漢字の研究が、中国におけるそれだけに目標を限ったり、それ以外を圏外に放棄し

て十分である筈はない。筆者は、だから、国語学における漢字の研究は、日本における漢字の研究でもあるべきであると考へるのである。つまり、段階的な考へ方をしてみると、手続上中国ののたる漢字を知らなければ始まらないことはたしかであるが、なおそれは、いわば、何か国語学に寄与する仕事のための、準備作業である。国語学としての漢字研究の本領は、実は他にもあるというのである。恐らく、そうなれば、漢字の用法の研究というべきものが、日本の漢字の研究の上で極めて大きな位置を占めるに違いない。しかし同時に、それが、万葉仮名(真仮名)(の奈良時代における状況)のみが、主軸となつて十分ではない。必要、今後の必要はむしろ、仮名の創製後における日本漢字の意味の解明という点である。仮に字体に例をとつて考へてみても、中国における「宋元以来俗字譜」の如き調査が、当然日本においても行われるべきものであらう。

さて、先に、

作品としての文字

素材としての文字

ということを云つた。又文字表象の外に文字観念ということを提言したが、更にもう一つ付け加えなければならぬことがある。音韻論でいういわゆる音韻は、音声との区別が必要なことに気づいた人々によつて提唱され、その際、音韻論的対立ということが極めて重要視される。文字の場合でも、作品として、いわば用法という点で観察の対象になる文字の外に、観念としての文字、素材としての文字が区別されると同時に、文字の個々の個体、単位の示差的機能が、形の上にあられ、それぞれが、孤立的にどの

ような性質を構造上有しているかという点よりも、個々の文字が、総体的な文字体系中で他と如何に異なるか、という点が注目されなければならぬ。無論、音韻の場合ほど、文字の性質は簡単に処理し切れないであらう。

文字の形——個人の書記行為の結果としては厳密に合同なるものは恐らく存在しないに拘らず、それが、同一字形の実現であるといふと理會されるには、字形についての同一観念の共有が前提となり、それを基準にして、小異が捨棄されるからに違いないが、その同一の理會が成立しないという時は、必ず、形の上での示差的機能が後退して、他と混同するか、又は、従来存在しなかつた、観念の体系に見出されない新しい形——多くは誤字と呼ばれるか、又は宛字と云われるようなものしか喚起されない場合がある。

佐藤喜代治氏はその著(「国語学概論」の文字論)において、

「文字表象は書記及び読解の行為の背後にあつてこの行為を指導し規制するもので、書記及び読解の行為はこの表象の現である。この表象が、音声表象・意味表象と結びつくことによって始めて言語活動が遂行されるが、逆に文字表象のみでは文字は成り立たない」

といわれるのは、「文字表象」が専ら文字の字形に関するものとして云われているようである。これは、いわゆる表意文字ならぬ、いわゆる表音文字の場合については云いうる、そして十分であるが、日本における漢字の場合、字音・字訓と意味とが、その字形に定着しているのであるから、文字表象といふものを、意義と何らの関係もなく、又音韻と何らの関係もない、それらについて無記のものと考へるわけには行かないと思う。佐藤氏は、こ

の点について、佐藤氏は又、

「文字は、この記号を視ることによって、意味を思ひ浮べるやうな仕組みになってゐる。この意味との結びつき方、すなはち文字表象と意味表象との結びつき方は、音声と意味との結びつき方と同じく、社会的習慣として一定してをり、それによって言語活動が可能になる。ただしこの意味との結びつき方はすべての文字を通じて一樣ではない。その点が音声のやうな単純なものとする。文字を書く或は文字を読む行為によつて直ちに意味を思ひ浮べるやうに結びつき方が定まつてゐるものと、直接に思ひ浮べるのは音声であつて、それを通して間接に意味を思ひ浮べるやうになつてゐるものと、大別して二通りになる。尤もすべての文字は全く音声に結びつかないことはない。前の場合にも思ひ浮べるのは音声と離れた觀念ではなく、意味と同時に音声をも思ひ浮べるやうに連絡が出来てゐる。従つて文字は直接には意味に結びつくことによつて、それを通して音声に結びつくものと、直接には音声に結びつくことによつて、それを通して意味に結びつくものとの二種になる。前者を表意文字、後者を表音文字と呼びなはしてゐるが、表意文字は意味にのみ結びついて音声に結びつかず、表音文字は音声にのみ結びついて、意味に結びつかないと思ふのは誤つた考へである。文字は必ず何らかの方法によつて意味と音声とに結びつく。文字は形・音・義の三つの要素から成るといはれるやうに、文字の一定せる形態が一定の意味と一定の音声とに結びついてゐることを、文字成立の要件とする。(下略)」

とのべている。この引用文の後のところに、「文字は形・音・義の三つの要素から成る云々」の件りは、やはり「漢字は形・音・義の三つの要素から成る」という命題へのアナロジーであらうと思われるが、既に橋本博士が云われたように、

「意字には形と音と義(意義)との三つを具へ、音字は形と音との二つを具へてゐるだけである」

というのを守るべきかと思う。佐藤氏のいわれるところでは、実は、素材としての文字の論をしているところに、用法面の問題をも混入せしめてゐるのである。文字表現という、言語活動の一種が遂行されるには、筆者のいう文字觀念(即ち、漢字では、形・音・義の対応関係及びそれらの間の体系的事実、仮名・ローマ字では、形・音の対応の体系的事実の一連の觀念)に導かれて、直接には形に関する文字表象が媒体となつて、具体的作品としての文字の、いわゆる形象が実現する。又逆に文字読解の行為が行われる。筆者の感ずるところは、このように、文字表現の構造を今少し分析的に、進めることは、種々の点で利益があると思うのであつて、その意味では、「漢字」の構造は、仮名・ローマ字と比較して極めて特異であるから先に触れた術語としての「漢字」なる用語も許されるように思う。ただし、漢字を素材そのものとして見る場合には、なお幾多の問題が生起する。形・音・義という三要素の中、形が又、比較的音に密接か、義に密接かという点、たとえば六書の説で用いる文字構成法の類型名四つは、それぞれ、三要素間の相互の親疎関係を考えさせる手近な手掛りである。漢字においても「指事」の場合特に一・二・三などの数字の場合を「形声」の場合に比較すると、同じく表意文字というい

方が許されても程度・性質の異同が明かに観察されよう。(筆者の旧稿「言語過程説における文字論について」(『国語と国文学』を参看せられたい)

又、仮名のごときも、用法面においては、片仮名と平仮名とが、その字体において特殊な連続関係を得る場合、特にその習慣が觀念として固定するならば、比較表意的機能、比較表音的機能を区別することが容易である。

したがって、筆者のいう文字觀念には、個々の文字素材の範圍はいう迄もなく、更に、文字の連結形式についても、又別種文字体系の混合形式についても存在し、且つ、意味と音韻との対応の如何なる単位についても、(即ち言語のいかなる単位にも)ありうるものである。

このように見て、更に、先にのべた、文字の形についてのいわゆる文字表象——直接に書記を指令し、読解を支持する——を設定し、具体的言語作品としての文字を区別する。かくして始めて、文字の研究の第一の布石が完了するのではないかと思う。

文字論は、もし成立するならば、やはり、通時的考察——いわゆる文字史とは別に、共時論も成立しなければならない筈である。筆者は、本稿前半において、既に過去の、先達の業績について一再ならず筆を及ぼしたが、それらは、概して通時的共時的考察の別を度外視しているか、もしくは、全く通時的考察を事としていたように考える。時枝誠記博士のもの、佐藤喜代治氏のものだけが共に共時態的に文字の現象を考え、そして日本の文字全体を体系的に処理されようとしたことを見た。しかし、通時考察といえども、なお満足すべきものでないことは、例を日本創製の仮名につ

いての研究を回顧してもいい。即ち、大矢透博士の一連の仮名の研究、「仮名源流考」「仮名の研究」「仮名遺及仮名字体沿革史料」や、春日政治博士の「仮名発達史序説」「片仮名の研究」、吉沢博士の「平仮名の研究」、筆者の父の「国語史文字篇」など、尠からぬ努力に接しうるのは、後進の大なる恩恵とする所であるが、なお、日本語の歴史的な推移と共にならんできた仮名の通時的考察としては古代に重点がかかりすぎて居り、又、素材的な個々の文字の字形に関わるところが多く、用法については少い。又漢字と仮名との、後代における交渉関係もさして丁寧に扱われて居らない。まして、日本における「漢字」の時代時代における意義は、なお空白のままであるように考えられる。このことは、文字と言語、又は文字と音声とを、その概念の上ではっきり区別する態度から発した必要な心構えではあつたらう。しかし、国語学が、文字を扱う以上、単に文字の発生を論ずるにとどまらず、日本語と文字との関係から、問題を発見し処理して行くという態度をとらなければならない。無論、文字を研究することの機能は、種々様々であつて、言語学に携わる者の、過去の言語に接する以上、何等か文字を扱わないわけには行かぬ。しかし乍ら、「万葉集」をよみ正しく解釈するための文字研究といえども、いづれは、文字と言語との関係、文字と音韻との関係——たとえば上代特殊仮名遣の研究は、大野晋氏の「日本書記の仮名の研究」のよくなる場合に及ぶことがある——を、一般的に論じなければならぬなる筈である。はじめは、何等かの問題をとく為の予備的乃至は手段的階程的作業が、新しい問題を否応なしに我々に差出して来るのである。ここに、極めていい古された文字と言語との問題

がはっきり把握される必要性がある。

文字と言語との関係といえは、中国語は孤立語的な、単音節即単語という性質だから、表語文字を発達させた、日本語は、その音韻の性質から仮名を製作した、というように、その言語の性質に応じて、それに適合する方向に文字をえらんだという事実をもふくむことはいふまでもないが、しかし、それは種族・民族とその文化形態との関係を論ずるような趣きがないでもなく、表意文字より表音文字が発達段階的にすぐれたものでは必ずしもないといふことの傍証に使われるなどの外、格別の意義はないかと思う。或特定の言語と、その言語が採用している文字体系との関係の必然性よりは、言語が文字として定着する際にどんな問題があるか、又文字に定着した言語と、文字の拘束をうけない言語とはどういふ差をもつか、文字は言語にどんな場合に、どんな部分から言語を変らせるかなどの問題を、ここでは文字と言語との関係として捉えて置こうと思う。

ヨーロッパ語においては、小林英夫博士訳のフェルジナン・ド・ソシュールの「言語学原論」は、「書の不当性」を説いて、一方で、書の威力を言語研究の上で厳密に批判することを教えたが、一方では、「書」をさして重要なものではないと教えたかのように一見思われる。「書そのものは内部体系とは無関係でありながら、言語が絶えず象形化される手順を、無視することはできない、その効用、短所及び危険を知ることが必要である」といふことは、国語学における文字の研究にもあてはまることである。がしかし、アルファベット使用の言語の場合と、漢字仮名併用の時代を多く経て来た日本語とでは、原則的に同じであつても、と

にかく、日本語の場合が複雑であることは確かであろう。ヨーロッパ語でも「綴字発音」があれば日本語にも「文字読み」という事実の存在が指摘できる。しかも又、ヨーロッパにも外来語や混種語があつて、綴字の価値が共時的に異なる場合があるうし、日本語の場合にも、漢字を用いているなら、極めて普通には、或る文字連結が、言語との対応において有する価値が共時的に異なることはありうる。ただ、日本語においては、漢字についての文字觀念の複雑さが、仮名遣いという、仮名文字の綴方法と相俟つて、極めて錯雑しているというに尽きるのであるが、それだけ、通時的考察においては、言語の変遷に対して大きく影響した文字の、価値が批判されなければならない。筆者が、先に通時態における文字の研究に対する不満を述べたのは、単に素材としての文字をのみ主として扱つたということに終るのでなくして、実は、言語と文字とが運命的にもつている筈の関係から、言語そのものが如何に煩わされ、いかに変貌させられたかというような問題を等閑に附することに對する、はがゆさを、あからさまに示したいからであつた。

以上、筆者は、国語学における文字研究の意味や、目標、基本的態度などについて、かなり乱暴な言葉を連ねて見たが、右によつて解るように、日本語の学においての、文字論といふべきものは、今、批判するほどの大きな体系も組織も出来ていないことがほぼ明かになつたかと思う。中国における文字学が、かつて「小学」という名で呼ばれたことは、文字の学の水準をよく物語るものである。無論、文献学から言語学が出たような意味で、本来、

言語の学も、何らかの外のことのための手段であったのであるが、国語学における文字の論は、なお国語学の、極めて周知的な知識の吹き寄せという程度に留まっているような憾がある。巷間に行われる、文字についての啓蒙書が、殆どすべて、漢字の構造の説明や、仮名の成立、仮名遣のこと、もしくは、仮名の書風の変遷についての概説程度にすぎないことは、文字の、言語における価値を没却するものとして、多く首肯できないのである。

さて又、文字研究として、後来行われたものの中に位置づけをしなければならぬものに国語問題がある。

これは、国語学の内か外かという論議があるが、国語問題の中で、文字に関する事柄は極めて重要な位置を占めて来たことだけは確かである。現実の言語行動の中に発生した課題は、理論的な研究や歴史的な研究で有益な示唆、助言を得ることもあるが、ともかく実践にすぐ結びつくので、有益・無益の論が副次的に起る。しかし、事実上行われている、実践を旨とした調査や研究も、本稿の筆者としては、応用面として位置を与えておくのが妥当だと考える。

本稿のはじめの方で引用した橋本博士の、文字についての説は「国語研究法」においてのべられたところであった。既に橋本博士は、文字自体が研究の対象であるのであり、単に過去の言語の研究のために、文字の研究が必要だとは説かれなかった。これは全く正しいことである。ヨーロッパ語における文字の研究や、中国における文字の研究とは別個に、日本においてこそ、日本語の場合の文字の研究こそ、実は、先にのべたような言語と文字との交

渉関係を明かにすべき、豊富な問題が、さまざまの形態で存在するのであって、国語学における文字の研究が、単に実践的な場合の正書法の問題の追究や、素材たる文字の研究の域にとどまっていなければならない。又同時に、文字の性質や構造についての、秩序立った分析も裏づけとして必要なのである。

なお筆者は、記述の準備を十分整える時間的余裕がなかったので、草案としての自分の体系もここに示すことは差控えた。

(このような筆者の考え方の一つの実践として、昭和二十九年度山梨大学文学部研究報告に「和歌の真名書きについての試論——朗詠和歌を中心にして——」があるので併せ説まれることを望む) (仮名遣は原文のままでない。)

——山梨大学助教授——